

令和5年度 第4回

釜石市国民健康保険運営協議会

会 議 録

事務局：釜石市市民生活部市民課国保年金係

会 議 録

- 1 開催日時 令和6年2月15日(木) 午後3時～午後3時50分
- 2 開催場所 釜石市役所第2会議室
- 3 出席委員 10名
公益代表
佐々 隆裕 佐々木 亨 市川 淳子 前川 公二
医療機関代表
堀 晃 佐々木 憲一郎 金澤 秀樹
被保険者代表
佐々木 裕一 中平 美恵子 小野寺 しず子
- 4 説明のために出席した職員等
市民生活部 平野 敏也 市民生活部長
税務課 廣田 昭仁 税務課長
市民課 佐々 禎子 市民課長
濱川 希望 課長補佐兼国保年金係長
萬 如子 国保年金係主任
花石 渚 国保年金係主任
加藤 綾夏 会計年度職員
- 5 傍聴者 0名
- 6 会議の経過
(1) 開会
(2) 市長挨拶
(3) 会長挨拶 前川会長
- 7 審議事項
(1) 令和5年度釜石市国民健康保険事業特別会計3月補正予算(案)について
(2) 令和6年度釜石市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)について
- 8 報告事項
(1) 第3期釜石市国民健康保険データヘルス計画(案)について
(2) 令和6年度国民健康保険税の制度改正について
- 9 その他
- 10 閉会

1 開 会

(司会者)

只今から、令和5年度第4回釜石市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

2 市長挨拶

(司会者)

市長挨拶でございますが、市長が別用務のため市民生活部長からご挨拶を申し上げます。

(市民生活部長)

皆様、今日は本当にありがとうございます。会場が別になってなかなか分かりづらくて申し訳ございません。また、市長は公務で出張により欠席とのことでしたので、私の方から代読させていただきます。

令和五年度 第四回 釜石市国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から国民健康保険事業はじめ、市政全般にわたりまして多大なるご支援・ご協力を賜り、心から御礼を申し上げます。

当市の国民健康保険を取り巻く状況といたしましては、かねてより本運営協議会の中でも報告させていただいている課題となりますが、依然として一人当たりの医療費が県内市町村で一番高い状況が続いております。

様々な保健事業を実施し、被保険者の健康改善に取り組んでいるところでございますが、結果が出るまでに時間を要する課題であることから、今後も粘り強く腰を据えて、保健事業に取り組んで参ります。

本日の協議会では、「令和五年度釜石市国民健康保険事業特別会計3月補正予算(案)」「令和六年度釜石市国民健康保険事業特別会計当初予算(案)」について諮問させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

また、前回、ご意見を賜りました第3期釜石市国民健康保険データヘルス計画についての報告をさせていただきます。

今後とも、国民健康保険事業の安定運営のため、更なるご指導、お力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

令和6年2月15日

釜石市長 小 野 共

(司会者)

ありがとうございました。

3 会長あいさつ

(司会者)

続きまして、前川会長にご挨拶をお願いいたします。

(会 長)

今日の協議会については審議事項が2件、それから報告事項が2件の4件を予定してございます。中身が色々あると思いますけれども滞りなく進めてまいりたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

(司会者)

ありがとうございました。

4 審議事項

(司会者)

それでは引き続きまして会議に入ります。釜石市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により、会長が議長の任に当たることとなっております。会長、よろしくお願いいたします。

(議長；前川会長)

会議に先立ちまして議長より報告いたします。本日の出席委員は、10名で過半数に達しておりますので、釜石市国民健康保険条例施行規則第4条の規定により会議は、成立しております。本日欠席された委員からは、それぞれ都合により出席できない旨の届け出がありましたので、ご了承願います。

次に本日の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、釜石市国民健康保険条例施行規則第11条の規定により、議長において、医療機関代表委員の佐々木 憲一郎委員と被保険者代表委員の佐々木 裕一委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

(会 長)

それでは、会議次第により進めてまいります。

審議事項(1)「令和5年度 釜石市国民健康保険事業特別会計 3月補正予算(案)について」当局の説明を求めます。

(市民課長)

市民課の佐々です。私から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度釜石市国民健康保険事業特別会計3月補正予算(案)について、説明いたします。資料は、審議事項1 令和5年度釜石市国民健康保険事業特別会計3月補正予算(案)について、を用います。ページをめくっていただきまして、1ページが歳入、22ページが歳出となります。3ページ目をご覧ください。これは1ページ目の歳入、2ページ目の歳出のうち、補正のある科目のみを抜き出し、備考欄には補正の理由を記載しております。

初めに歳出について説明いたします。補正予算額は表の真ん中の列「3月補正B」の欄となります。「保険給付費」のうち「葬祭費」についてご説明申し上げます。死亡件数の増加により葬祭費の予算額を、当初予算時点では85件255万円の予算額であったところ、29件分の87万円を増額し、114件、342万円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。同じ3ページの上の表をご覧ください。「国庫支出金」の「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」を補正するものです。これは令和6年12月2日に保険証が廃止されることから、その周知のためのマイナ保険証のパンフレット購入にかかる補助金として10万4千円を計上しております。

次に「繰入金」についてです。保健基盤安定負担金の金額確定、これに伴う減額と、財政安定化支援事業の金額確定による減額、産前産後保険料軽減措置負担金を含むその他繰入金、合わせて67万8千円計上しております。また、財政調整基金繰入金を、1,314万2千円計上しております。これらを合わせ、現計予算額3億6,537万6千円に対し、76万6千円を増額し、3億6,614万2千円とするものです。

以上が3月補正予算案についての説明となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会 長)

ただいま事務局の方から「令和5年度釜石市国民健康保険事業 特別会計3月補正予算(案)について」説明がありましたが、委員の皆さんのほうからご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(会 長)

内容はほぼ決算見込みの数字ということですのでいいですね。

(市民課長)

はい。

(会 長)

皆さんよろしいですか。

(全 員)

はい。

(会 長)

それでは、お諮りをいたします。

「令和5年度 釜石市国民健康保険事業特別会計 3月補正予算(案)について」原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(会 長)

異議が無いようでございますので、原案のとおり承認することに決定をいたします。

(会 長)

次に、審議事項2「令和6年度 釜石市国民健康保険事業特別会計 当初予算（案）について」審議いたします。

当局の説明を求めます。

(市民課長)

「令和6年度 釜石市国民健康保険事業特別会計 当初予算（案）について」説明いたします。

資料は、審議事項2「令和6年度釜石市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）」を用います。3ページ、「審議事項2 資料1」をご覧ください。これは1ページ及び2ページの歳入と歳出について、予算科目、款・項・目のみに集約したものになります。2つ表があるうち、上の表が歳入、下の表が歳出となっております。左側の列が「科目」、となりの太枠部分が「令和6年度当初予算案」、その右どなりが「前年度比較」となっております。黄色マーカー部分の、令和6年度歳入合計及び歳出合計欄をご覧ください。令和6年度の当初予算案は、歳入歳出とも総額41億1,332万3千円を計上しております。主な項目を説明いたします。

最初に下の表、歳出の主な項目を説明します。②「保険給付費」は、医療費に係る分ですが、32億1,463万9千円としており、昨年度より1億521万5千円の減少となっております。内訳の概要は、保険者が医療機関に支払う7割、8割分の療養給付費が4,800万1千円の減少見込み、高額療養費分が5,099万7千円の減少見込みとなっております。③「国民健康保険事業費納付金」は、国民健康保険の財政主体となっている岩手県に納付するもので、7億6,019万9千円として、県の算定額に基づいて計上しております。昨年度より306万6千円の減額となっております。続いて⑤「保健事業費」は、4,138万2千円としまして、昨年度より238万6千円の減額となっております。

次に上の表、歳入を説明いたします。①「国民健康保険税」をご覧ください。令和6年度の国民健康保険料収入を4億8,140万2千円と見込みまして、昨年度より978万4千円の減額となっております。これは被保険者数の減少によるものとなります。次に③「県支出金」です。「県支出金」は、32億3,488万2千円としています。普通交付金については、保険給付費に係る分として1億168万6千円の減少と、特別交付金については572万9千円の減少となりまして、これらを合わせ、昨年度と比較して1億741万5千円の減額となっております。次に⑤「一般会計繰入金」についてですが、3億7,529万9千円としております。昨年度と比較して555万5千円の増加となっております。次に、⑥「財政調整基金繰入金」についてですが、歳入不足を補うため、財政調整基金から765万6千円を取崩して活用するものです。昨年度と比較して412万8千円の減額となっております。

次に4ページ「審議事項2 資料2」をご覧ください。これは、令和6年度に行う主要事

業となります。

主な項目を説明いたします。1「国民健康保険税 賦課事業」と、2「国民健康保険税 徴収事業」は、ともに「総務費」の中に含まれ、税務課所管分となります。

3「療養給付費」は、国民健康保険の本来の事業である、医療費の保険者負担分の給付事業です。医療機関を受診された方は窓口で2割ないし3割を現金で支払って頂いていますが、その他の7割、8割分を保険者で支払うことになっています。

次のページをご覧ください。6「出産育児一時金」は、被保険者の出産の際に、一時金として支給するものです。令和5年度から法改正により1件当たり50万円となっております。

7「葬祭費」は、被保険者の死亡に対し、喪主の方へ3万円を支給するものです。

8「国民健康保険事業費納付金」は、平成30年度から都道府県が財政の運営主体となったことから、県の国民健康保険に関する特別会計において、療養の給付費等に要する費用やその他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、市町村が県の試算に基づいて、納付するものとなっております。

9「特定健康診査等事業」は、生活習慣病予防のため、保険者に義務付けされている法定事業となっております。令和5年度から実施している「歯科健康診査」及び「かかりつけ医からの受診勧奨及び情報連携事業」を継続して展開するものです。また、若年者健診の対象を35歳から39歳までであったところを、19歳から39歳までに引き下げて実施することといたしました。若い年代から疾患の早期発見早期治療につなげ、また健康への意識付けを行うということで、医療費の抑制につながるものと考えております。

10「保健事業」は、市の保健活動事業を、支援する補完事業になります。釜石市は脳血管疾患の発症率が県内でも上位であることから、データヘルズ計画に基づき、昨年度に引き続き、減塩教室、禁煙チャレンジ事業、糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組んでまいります。以上が、令和6年度の国保主要事業になります。

次に、6ページをご覧ください。「国民健康保険財政調整基金保有状況」の資料になります。現在、市の基金残高は、令和4年度末で、4億5,007万2,678円となっております。

令和5年度の国民健康保険財政調整基金の取り崩しと積立については、決算に向けて収支の状況を注視しながら、歳入に不足が生じる場合、基金を活用しつつ、歳入歳出の均衡を図るよう努めて参ります。

以上、令和6年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(会 長)

ただいま事務局の方から「令和6年度釜石市国民健康保険事業 特別会計当初予算（案）について」説明がありましたが、委員の皆さんのほうからご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(会 長)

被保険者が減少しているというのは今後も続くということですよ。

(市民課長)

はい。

(会 長)

4年5年の決算状況を見ながら、6年度の当初予算を決めると思うので、特に変わったところは無いと思うので。よろしいでしょうか。

(会 長)

それではお諮りをいたします。「令和6年度釜石市国民健康保険事業 特別会計当初予算(案)について」原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(会 長)

異議が無いようでございますので、原案のとおり承認することに決定をいたします。

今回の諮問にあたり、当協議会は、本日の審議に基づき、審議事項2件を原案どおり了承をする旨、答申を行うものいたします。

(会 長)

次に報告事項1「第3期釜石市国民健康保険データヘルス計画(案)について」説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは「第3期釜石市国民健康保険データヘルス計画(案)について」ご報告いたします。

<資料に沿って説明>

(会 長)

国民健康保険データヘルス計画(案)について事務局から説明がございましたけれども、ご意見ご質問はありますでしょうか。

(会 長)

この場ですべて目を通すのは大変な量がありますので難しいかと思いますが、前回の運営協議会でもご意見がありましたけれども、改めてご意見ご質問等ある方がいましたらお願いしたいと思うのですが。

(会 長)

よろしいでしょうか。

前回の運営協議会での委員の皆様のご意見が、今回、当局からの説明のとおり反映されたとの報告でございました。

(会 長)

次に、報告事項2「令和6年度国民健康保険税の制度改正について」の説明をお願いします。

(税務課長)

税務課の廣田でございます。よろしくお願いいたします。

報告事項2「令和6年度国民健康保険税の制度改正について」ご説明させていただきます。

資料ご覧いただきまして、1番の改正の趣旨ですが、令和6年度地方税制改正において、課税限度額の引き上げと軽減判定所得の見直しが図られております。

具体的には2番目の改正内容でございます。令和6年度においては、後期高齢者支援分の限度額を2万円引き上げるということで、国民健康保険税の限度額の総額を、104万円から106万とするものです。

このことにより、課税限度額に達していた世帯の国民健康保険税額が増えることが考えられます。

前回、1月11日に開催されました第3回運営協議会において、この限度額が増えて、負担する税額が増えることについて、ご意見をいただいた経過があります。

ただ、この限度額を104万円から106万円とする、2万円を増額する改正内容自体は、内容は厚生労働省が示す全国共通の金額でございますので、中間所得層の負担軽減を図る目的であることから、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

増額の対象になる世帯は、釜石市内で28世帯程度と見込んでおります。

次に、軽減判定所得の引き上げについて、ご説明いたします。国民健康保険税を算定する際に、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、7割または5割または2割を減額する制度があります。

今回の改正では、5割軽減の対象になる判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の29万円から29万5千円に、それから2割軽減を53万5千円から54万5千円にそれぞれ拡大しようとするものでございます。

このことによりこれまで所得が基準ギリギリで、軽減を受けられなかった方の救済につながることを予想されますので、この改正は納税者が有利になる改正ということでございます。

もちろんこの金額も釜石市独自の金額ではなく、厚生労働省が示す全国共通の金額ということになります。

これらの内容で、地方税法施行令の改正が進められておりますが、例年施行令の公布時期が3月末となることから、市議会3月定例会への提案が間に合わず、市長の専決処分では条例改正を行っていきたくて考えております。今回見直される令和6年度分の国民健康保険税に関する部分も従来のとおり専決処分としたいと考えております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(会 長)

改正については地方税法の改正ということで、ここで良い悪いという議論でもないと思いますが、時期が切羽詰まった形になると思うので、市長の専決処分という格好での条例改正になるかと思えますけれどもその件で何かございますか。

(佐々委員)

国の方の改正なので、この場ではやむを得ないという結論になると思うんですけど、基本的に毎年毎年限度額が上がっているということは税負担が相当増えているという状況があるので厚生労働省そのものの結論に対して各自治体なり保険者が、異論を唱えるとか。どのレベルまで持っていくのか、ある程度話をする必要があるんじゃないかと。まず、医療費だと、毎年増額しなければならない状況だということは十分理解できますが、ただ、それを国としてどうとらえるのか、高福祉高負担なのか中福祉中負担なのか、これから国はどのような方向を向こうとしているのか、そこを出来れば市長を通じて市長会なり全国的にアピールしてほしいなという風に思います。

(市民課長)

前回いただいた意見につきましては市長の方にお話は上げさせていただいております。そのあと同じ時期に庁内で照会が入りまして令和6年度の市長会要望として照会がありましたので、その中に委員から頂いた意見を上げさせていただいております。今後の経過も見てまいります。

(会 長)

市民負担になる部分については、単発ではなく機会あるごとに上に上げるということを計画すれば市民への負担も軽減されると思えますのでその辺もよろしくお願いいたします。

(会 長)

次に、5 その他 事務局からありますか？

(会 長)

そのほか、何かございませんでしょうか？

(会 長)

何もないければ、本日本日予定しておりました議事については、すべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

9 閉 会

(司会者)

今年度の運営協議会は本日で終わりとなります。あとは来年度案内させていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。今年度は税率改正の検討など会議が多くなりましたが、ご足労いただきまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第4回釜石市国民健康保険運営協議会の会議を終了いたします。本日はありがとうございました。

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年2月15日

会議録署名委員 _____

会議録署名委員 _____